

## ～入札までの流れ（補足説明）～

- 入札説明会は行いません。入札説明書の熟読をお願いします。
- 入札書の提出方法について
  - ・ 入札書は、議会事務局総務課総務係に持参していただきます。その他の方法は認めていません。
- 入札書の日付と入札書の記名について
  - ・ 入札書の日付は、令和4年 3月16日となります。日付のないもの、または日付の記載誤りがある場合は、当該入札書は無効となりますので注意してください。
  - ・ 入札書は、入札書の提出と同時に委任状が提出されているときは、本県に登録されている会社名及び代表者名（又は委任を受けて登録してある支店長等）と代理人名を記入することになります。入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、本県に登録されている会社名及び代表者名（又は委任を受けて登録してある支店長等）を記入することになります。
- 入札等に関する質問及び回答について
  - 仕様書や見積等に関する質問は、令和4年3月4日（金）午後5時までに議会事務局総務課総務係へ必ず書面で行ってください（FAX可）。  
回答は、同年3月7日（月）から同月16日（水）まで議会図書室に掲示及び福岡県議会ホームページに掲載します。  
なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。
- 入札参加申請書等の提出
  - 入札に参加を希望する場合は、入札参加申請書（様式1）及び添付書類を令和4年2月7日（月）午後5時までに議会事務局総務課総務係に直接持参していただきます。期限までに提出がない場合には、入札には参加できません。
- 入札書の書き方について
  - ・ 記入例を参考にしてください。
  - ・ ¥マークの横の入札金額、記名がない場合は無効となります。入札金額の訂正も不可です（数字の書き間違いに注意すること）。金額は税抜きとなります。
- 入札保証金について
  - 入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（若しくはそれに代わるもの）を県に提出していただく必要があります。
    - ① 入札保証金を納める。
      - ・ 金額は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの履行期間に係る見積金額の100分の5以上とします。

- ・ 現金（小切手の場合は銀行が振出又は支払保証をしたものに限る）により納付する場合は、受け入れの準備が必要であるため、令和3年3月16日（水）午後0時までに入札会場まで持参してください。
- ・ 小切手等とともに「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。「保証金等納付書」が必要な方は、議会事務局総務課総務係にてお配りします。
- ・ 入札保証金の納付の際に、委任状も持参されれば、代理人の記名押印又は署名で手続きができます。委任状を持参されない場合は、代表者の記名押印又は署名がないと納付の手続きができませんので、その場合は予め「保証金等納付書」を議会事務局総務課総務係において入手し、必要事項を記入、代表者の記名押印又は署名の上持参するようにしてください。
- ・ 入札保証金は、指定の納付日に納付されるようお願いいたします。

② 入札保証保険に入って、その証書を提出する。

- ・ 保険金額は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの履行期間に係る見積金額の100分の5以上とします。
- ・ 保険期間は、入札日以前から令和4年4月1日までとします。
- ・ 入札保証保険契約により入札保証金の免除手続きをされる場合は、保険証券証書を令和4年3月16日（水）入札当日に提出してください。

③ 2件以上の契約を誠実に履行したことを証明する書面を提出する。

- ・ 契約の発注者に別紙業務履行証明書（当該発注者が交付した証明書）を記入のうえ、議会事務局総務課総務係まで提出してください。
- ・ 「業務履行証明書」に記載できる契約は、下記の条件に当てはまるものとなります。
  - ア 過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約。
  - イ アの「規模をほぼ同じくする契約」とは見積金額のうち、12か月分に相当する金額の2割に相当する金額より高い金額（契約が複数年にわたる場合は、12か月分相当金額）の契約。（※ここでいう「見積金額」とは、「入札記載金額×110/100」です。）
- ・ 「業務履行証明書」は、令和4年3月7日（月）までにご提出してください。

①～③のうちどの方法によるかは、別紙「入札保証の方法について（回答書）」にてご回答ください。回答期限は、令和4年3月7日（月）です。

なお、入札保証の方法に変更が出た場合は、入札前日までにご連絡ください。ただし、上記提出期限以降に③の方法に変更することはできませんのでご注意ください。

○ 開札について

- ・ 開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状が必要です。
- ・ 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は、開札に立ち会えないことがあります。

○ 落札者の決定方法等について

- ・ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとしますので、ご了承ください。
- ・ 第1回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行います。この第2回目の入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入して、係員に提出してください。
- ・ 再度の入札でも落札者が決定しない場合は、最低の価格をもって入札をした者との見積合わせにより契約を行うことがございますので、ご了承ください。